

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）
～こどもまんなか社会を目指すこども庁の創設～

令和3年12月2日

1. はじめに

こども¹や若者²に関する施策（以下「こども政策」という。）については、これまで、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）や子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできた。様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。こうした中、令和 2 年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに令和 2 年は約 800 人もの 19 歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている。

今こそ、こども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの Well-being を高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点である。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども庁（仮称。以下単に「こども庁」という。）を創設する。

2. 今後のこども政策の基本理念

（1）こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

こども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識し、こどもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組む。また、若者の社会参画を促進する。こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。

¹ 法令において年少者や若年者を表すものとして「子ども」「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令により様々であり、また、特段の定義が法令上なされていないものもある。こうしたことを踏まえ、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、ここでは、「こども」の表記を用いる。ここでいう「こども」とは、本文にもある通り、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。

² 「若者」については、法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱（令和 3 年 4 月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）・青年期（おおむね 18 歳以降から概ね 30 歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）とされ、思春期の者は、子供、若者のそれぞれに該当する場合があるとされている。ここでは、注 1 のとおり「こども」を特定の年齢以下の者ではなく大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としており、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には特に「若者」の語を用いている。

1
2 こどもは家庭を基盤としているが、核家族化や地域の関わりの希薄化などにより、子
3 育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。子育てに対する負担や不安、孤立
4 感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境
5 を整え、親としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるようにす
6 ることが、こどものより良い成長の実現につながる。こうした観点から、こどもや若者
7 の意見反映とともに、子育て当事者の意見を政策に反映させていく。

8
9 ここでいう「こども」とは、基本的に 18 歳までの者を念頭に置いているが、こども
10 が大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その
11 置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連
12 続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も、個人差
13 がある。

14 それぞれのこどもや若者の状況に応じて必要な支援が 18 歳や 20 歳といった特定の
15 年齢で途切れることなく行われ、思春期から青年期・成人期への移行期にある若者が必
16 要な支援を受けることができ、若者が円滑な社会生活を送ることができるようになる
17 までを社会全体で支え、伴走していく。

18
19 また、「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、学童期、思春期、
20 青年期を経て、こどもが大人になるまで続くものである。そうした認識の下で、各ステ
21 ージにおけるこども政策を切れ目なく行う。

22 23 (2) 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

24
25 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に則り、

- 26 ・ 全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること
- 27 ・ こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること
- 28 ・ こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を
29 こどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
- 30 ・ 全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的
31 取扱いを受けることがないようにすること

32 といった基本原則を、今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要で
33 ある。

34
35 こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、
36 学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、
37 良質かつ適切な保健、医療、福祉、教育を提供する。

1 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや
2 体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態(Well-being)
3 で成長し、社会で活躍していけるよう、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる
4 分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体
5 的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を拡げていく
6 ことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階で男女共同参画の視点を
7 取り入れる。

8 9 (3) 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

10
11 「誰一人取り残さない」は、我が国も賛同し国連総会で採択された「持続可能な開発
12 のための 2030 アジェンダ」の根底に流れる基本的な理念であり、このアジェンダは、
13 こどもについての取組も求めている。

14
15 脆弱な立場に置かれたこどもを含めて、全てのこどもが、施策対象として取り残され
16 ることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう、支援する。

17 こうした支援は、こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可
18 能性に資するものであるとの認識をもって、進めていく。

19 20 (4) こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年 21 齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

22
23 こどもの抱える困難は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭
24 の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な
25 要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態
26 で表出するものであり、重層的な視点からのアプローチが必要である。非行やいじめな
27 どの問題行動は、こどもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合があ
28 る。また、家族自身も悩みを抱え、支援を必要としており、成育環境へのアプローチが
29 不可欠である。

30
31 一方で、困難を抱えるこどもや家庭に対するこれまでの支援については、

- 32 ・ 児童虐待、貧困、いじめ、不登校、高校中退、非行といった困難の種類や制度
33 ごとの「縦割り」によって生じる弊害
- 34 ・ 教育、福祉、保健、医療、雇用といった各関連分野や関係府省庁の「縦割り」
35 によって生じる弊害
- 36 ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）や要保護児童対策地域協議会の対象年
37 齢が 18 歳未満であるなど、支援の対象年齢を区切っていることで支援が途切れ
38 がちになる「年齢の壁」

1 などによって、必要な支援が抜け落ちてしまうといった課題がみられる。

2
3 課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の
4 下、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを
5 形成し、協働しながら支援を行う。多職種の専門家による連携を促進するとともに、こ
6 どもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者
7 (ナナメの関係性)による支援を進める。

8 18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、それぞれの子どもや若者の状況に応
9 じ、子どもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走していく。

10
11 (5) 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要な子ども・家庭に支援が
12 確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

13
14 専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援では、支援が必要な
15 子どもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らな
16 かったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待
17 っているだけでは、本来支援が必要な子どもや家族にアプローチすることは難しい。

18
19 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、子どもにとって適切な場
20 所に支援者が出向いて、それぞれの子どもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支
21 援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)を充実させる。そのための支援者の養成・技
22 能の向上に関する取組を進める。支援を望む子どもや家族が相談支援に関する必要な情
23 報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信や子どもや子育て当事者に
24 にとってわかりやすい広報の充実強化等を進める。そもそも困難が生じることを未然に防
25 ぐための予防的関わりを重視し、充実させていく。

26
27 (6) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

28
29 子どもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、
30 重層化している。

31
32 こどもの意識に関するデータ、子どもを取り巻く状況に関するデータ、子どもを支援
33 する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータや統計を活用するとともに、こ
34 どもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあっては
35 子ども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に
36 政策を立案し、評価し、改善していく。

37
38 3. こども庁の設置とその機能

1
2 (1) こども庁の設置の必要性、目指すもの
3

4 こども政策については、これまで関係府省庁においてそれぞれの所掌に照らして行わ
5 れてきたが、2. に掲げた基本理念に基づき、こども政策を更に強力に進めていくため
6 には、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社
7 会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が司令塔となり、政府
8 が一丸となって取り組む必要がある。当該行政組織は、新規の政策課題に関する検討や
9 制度作りを行うとともに、現在各府省庁の組織や権限が分かれていることによって生じ
10 ている弊害を解消・是正する組織でなければならない。

11
12 このため、こどもまんなか社会の実現のための新たな行政組織として、こどもが、良
13 好な環境において生まれ、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる
14 社会の実現に向けて、こどもの視点に立って、こどもの年齢及び発達に応じて、
15 その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮した施策を推進するため、こどもの
16 権利利益の擁護並びにこども及びこどもを生み育てる者の福祉の増進及び保健の向上
17 その他のこどもの健やかな成長及びこどもを生み育てる者の子育てに対する支援に関
18 する事務を行うことを任務とする、こども庁を創設する。

19
20 なお、こどもの健やかな成長にとって、教育は必要不可欠である。教育は、教育基本
21 法（平成 18 年法律第 120 号）において人格の完成と国家社会の形成者の育成を目的と
22 する旨が定められており、その振興は文部科学省の任務とされている。文部科学省は、
23 初等中等教育、高等教育及び社会教育の振興に関する事務を一貫して担っており、この
24 教育行政の一体性を維持しつつこどもの教育の振興を図ることは、こどもの成長を「学
25 び」の側面から支えていく上で重要である。このため、教育については文部科学省の下
26 でこれまでどおりその充実を図り、こども庁は全てのこどもの健やかな成長を保障する
27 観点から必要な関与を行うことにより、両省庁が密接に連携して、こどもの健やかな成
28 長を支援することとする。

29
30 (2) こどもまんなか社会を目指すこども庁の基本姿勢
31

32 ①こどもの視点、子育て当事者の視点
33

34 こどもの声に耳を傾けることは、こどもを大切にする第一歩である。こどもの最善の
35 利益を実現する観点から、こどもや若者の意見が年齢や発達に応じて積極的かつ
36 適切にこども政策等に反映されるよう取り組む。

37 こどもの最善の利益を実現するためには、様々な立場にある保護者の子育てをしっか
38 りと支えることが重要であり、子育て当事者の声についても同様に、適切に政策に反映

1 されるよう取り組む。

2
3 ②地方自治体との連携強化

4
5 こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、現場のニー
6 ズを踏まえた地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。ま
7 た、地方自治体との人事交流を推進する、地方自治体の定期的な協議の場を設けるなど
8 により、国と地方公共団体の視点を共有しながら政策を推進していく。

9
10 ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

11
12 こどもや若者、子育て家庭に対する様々な支援活動を行っているNPOをはじめとす
13 る民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワ
14 ークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていく。

15 こども庁への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提
16 案を積極的に取り入れていく。

17
18 (3) 強い司令塔機能

19
20 こども政策についての司令塔機能は、これまで、

- 21 ・ 青少年の健全な育成や子どもの貧困対策については、内閣府政策統括官（政策
22 調整担当）において、
- 23 ・ 子ども・子育て支援や少子化対策については、内閣府子ども・子育て本部にお
24 いて、
- 25 ・ 犯罪から子どもを守るための対策については、内閣官房において、
- 26 ・ 児童の性的搾取については、国家公安委員会及び警察庁において、
- 27 ・ 児童虐待については、厚生労働省において、

28 それぞれ別々に担われてきた。

29 また、こども政策に関連する大綱は別々に作成・推進され、関連する閣僚会議も別々
30 に運営されてきた。

31
32 こども政策の司令塔機能を、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に
33 考えるこども庁に一本化することにより、政府のこども政策を一元的に推進する。就学
34 前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。

35 このような機能にふさわしい組織として、内閣総理大臣の直属の機関とし、こどもに
36 関連する内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるとともに恒常的な事務を実施す
37 るべく、内閣府の外局とする。

1 こどもの視点に立ち、各省庁より一段高い立場から、こどもが良好な環境において生
2 まれ自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現のための
3 基本的な政策や、子ども・若者育成支援、少子化の進展への対処に関し、一元的に企画・
4 立案・総合調整を行う（内閣補助事務）。

5
6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野を超えて、行政各部の統一
7 を図るため、

8 ①各省大臣に対し、資料の提出や説明を求める権限

9 ②各省大臣に対し、勧告する権限

10 ③当該勧告に基づいてとった措置について、各省大臣に対し、報告を求める権限

11 ④勧告した事項に関し、内閣総理大臣に対し、意見具申できる権限

12 を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置とする。担当大臣は、総合調
13 整の観点から必要に応じ教育政策や雇用政策等に関与することとなる。

14
15 これまではバラバラに運営されてきた総理を長とするこども政策に関わる閣僚会議³
16 をこども庁に移管し、一体的に運営する。

17 また、別々に作成・推進されてきたこども政策に係る大綱⁴を一体的に作成・推進する。
18 こども庁創設後に、こども政策の推進に係る有識者会議報告書（令和3年11月29日）
19 で示された以下の政策の柱を踏まえ、こども政策に係る新たな大綱を作成する。

20 ①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

21 ②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

22 ③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

23 24 (4) 法律・事務の移管・共管・関与

25
26 法律の目的が、主として、こども又はこどもを生き育てる者の権利利益の擁護、福祉
27 の増進、保健の向上、その他のこどもの健やかな成長及びこどもを生き育てる者の子育
28 てに対する支援を行うものについては、こども庁に移管する。

29 こどもやこどもを生き育てる者に関する部分とそれ以外の者に関する部分とを切り
30 分けて事務を執行することが可能であるもの、また、法律の目的がこども又はこどもを
31 生き育てる者を対象としているが、権利利益の擁護、福祉の増進、保健の向上、その他
32 のこどもの健やかな成長及びこどもを生き育てる者の子育てに対する支援とそれ以外
33 の政策分野を含んでいるものについては、関係府省庁で共管する。

34 国民全体の教育の振興、雇用の確保や環境整備、福祉の増進、保健の向上等を目的と
35 するものについては、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定す
36 るほか、こどもの視点から総合調整を行う。

³ 少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議。

⁴ 少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱等。

1 これらの考えに基づき、こども庁が所管等することとなる法律は、別紙のとおり。

2
3 (5) 新規の政策課題や隙間事案への対応

4
5 こども政策に関し他省の所掌に属しない事務を担うことを所掌事務として規定し、各
6 省庁の所掌事務のすき間で抜け落ちる事務がないよう必要な取組を行うとともに、新規
7 の政策課題に取り組む。

8
9 4. こども庁の体制と主な事務

10
11 3. で示した機能を十全に果たすことができるよう、内閣総理大臣、こども政策を担
12 当する内閣府特命担当大臣、こども庁長官の下に、内部部局として以下の3部門の体制
13 を設ける。

14 司令塔機能の整備や法律・事務の移管・共管に伴い、必要な職員・予算を確保する。
15 なお、こども庁の行う事務のうち、別紙の事務については、厚生労働省の地方支分部局
16 である地方厚生局に事務委任する。また、こども政策に関する重要事項等を調査審議す
17 る審議会を置くとともに、施設等機関として国立児童自立支援施設を移管する。

18 組織規模については、法律・事務の移管に伴い必要となる職員として、関係する行政
19 機関で採用した職員を転任させるとともに、新規の政策課題への対応や司令塔機能や政
20 策立案機能の強化に必要な人員を置くために、移管する定員を大幅に上回る体制を目指
21 す。また、政策立案機能の強化のため、地方自治体職員や民間人材からの積極登用を行
22 う。なお、こども庁の設置に当たって、内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省子ども
23 家庭局等を廃止する。

24
25 ①成育部門

26
27 成育部門は、全てのこどもの健やかで安全・安心な成長に関する事務を担う。主たる
28 事務は以下の通り。

29
30 1) 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等⁵

31
32 妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的かつ継続的な保健施策に取り組むととも
33 に、将来の妊娠のための健康管理などに必要な情報を提供する機会や相談体制の充実を
34 図る。虐待や貧困などの複合的な要因を抱え、居場所がない若年妊婦への支援に組み
35 む。

36
37 子育て世代包括支援センターについて、産前産後から子育て期を通じ、支援の切れ目

⁵ 厚生労働省から移管。

1 や狭間が生じない、継続的な支援を提供できる体制の構築に取り組む。また、支援を必
2 要とする全ての母子が、全国どこに住んでいても、産後うつ予防等心身のケアや育児
3 のサポートといった産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備を進める。

4
5 妊産婦やこどもの医療については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に
6 対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
7 （平成30年法律第104号）に基づく成育医療等基本方針等に基づき、また、医療関係
8 各法に基づく基本方針等を定める際に事前協議を受けることなどにより、保健、教育、
9 福祉等広い関係分野との相互連携を図りながら、全国どこにいても安全で安心して妊
10 娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備するための
11 総合的な取組を推進する。

12 2) 就学前の全てのこどもの育ちの保障

13
14
15 こども庁は、就学前のこども及びこどもを生み育てる者に対する支援に関する事務を
16 所掌⁶し、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前
17 の全てのこどもの育ちの保障を担う。また、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「3
18 施設」という。）、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する（就学前のこどもの育
19 ちに係る基本的な指針（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき強力的に推進。）。

20
21 文部科学省は、幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに
22 調整に関する事務を所掌し、就学前の全てのこどもの小学校教育への円滑な接続に向け
23 た各地域における体制整備への支援等を担う。また、こども庁が行う就学前のこども及
24 びこどもを生み育てる者に対する支援に関する事務に協力する。

25
26 こども庁は、就学前のこども及びこどもを生み育てる者に対する支援に関する事務を
27 所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を
28 受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こ
29 ども庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとする。これ
30 らにより、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する（児童福祉法及
31 び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正）。

32
33 幼稚園の指導監督等に関する文部科学大臣による地方自治体への指導・助言等につい
34 て、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命
35 担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に勧告を行うことができる。

⁶ 新たに所掌事務規定を設ける。また、保育施策については厚生労働省から、子ども・子育て支援新制度については内閣府から、それぞれ、移管。

1 認定こども園に関して指摘されている事務の^{ふくそう}輻輳や縦割りの問題について、園や自治
2 体の負担軽減や確実な連絡といった観点から、以下のように改善を図る。

- 3 ・ 通知等は、原則として、こども庁と文部科学省の連名で発出する（こども庁の創
4 設時期にかかわらずできるだけ早期に実施。）。
5 ・ 園に関する調査については、内容の共通化に向けた検討を開始し、令和5年度の
6 実施を目指す。なお、令和4年度からは、翌年度の調査の年間予定を地方自治体に
7 対して周知する。
8 ・ 園を対象とする施設整備事業・災害復旧事業については、原則として、こども庁
9 へ移管し、一本化する。その他の各種補助金等について、調査・整理を行い、対応
10 方針を決定する。

11 12 3) 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり

13
14 こどもや保護者等の相談に応じて関係機関の紹介等の情報提供・助言を行う拠点であ
15 る子ども・若者総合相談センターのほか、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総
16 合支援拠点を一元的に所管する⁷。地域において、これらの相談支援機能が円滑かつ着実
17 に機能を果たし、必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや子育て当事者の視点に立
18 った情報発信やSNS等を活用したプッシュ型の情報提供に取り組むとともに、子ども
19 も・若者総合相談センターの設置促進と機能を抜本的に強化する。

20 身近な場所に親子が気軽に集まって相談や交流を行う地域子育て支援拠点の充実⁸に
21 取り組む。

22
23 こどもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌⁹し、政府の取組
24 を中心的に担う（こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）を閣議決定し、これに基
25 づき強力的に推進。）。

26 放課後児童クラブを所管するとともに、NPO等と連携し、児童館や青少年センター、
27 こども食堂、学習支援の場をはじめとする様々な居場所（サードプレイス）づくりに係
28 る事務を自ら担う¹⁰。

29 また、各省がそれぞれの所掌に照らして行っているこどもの居場所と関連する事務に
30 ついて、必要な調整を行う。

31
32 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、こどもの健やかな成長に資するため、
33 児童手当の支給を着実に実施する¹¹。

⁷ 子ども・若者総合相談センターは内閣府から移管。子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点は厚生労働省から移管。

⁸ 内閣府、厚生労働省から移管。

⁹ 新たに所掌事務規定を設ける。

¹⁰ 放課後児童クラブ、児童館は厚生労働省から移管。このほか、様々な居場所への必要な支援方を検討。

¹¹ 内閣府から移管。

4) こどもの安全

こどもの性的搾取を防止するための政府の取組を中心的に担う¹²とともに、日本版D
BS¹³（教育・保育施設等で職に就こうとする者によるわいせつ行為から子どもを守る
ことができる仕組み）の導入に向けた検討¹⁴を進める。また、教育職員等による児童生
徒等への性暴力等の防止等に関し、今後、文部科学省が基本指針を変更する際に事前協
議を受けることとする。

こどもの事故防止に関する事務を所掌¹⁵し、消費者庁や文部科学省等の関係府省庁と
連携して、こどもを事故から守るためのプロジェクト¹⁶を推進する。関係府省庁連絡会
議を開催して政府全体の調整を行うとともに、教育・保育施設の事故防止¹⁷や学校や保
育所が加入する災害共済給付¹⁸等を自ら担う。こどもの事故防止に関する注意喚起を消
費者庁と連携して行う。

こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死
亡検証（チャイルド・デス・レビュー（CDR））の検討を進める。

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や有害な情報を閲覧
する機会を減少させるための環境整備など、こどもが安全に安心してインターネットを
利用できる環境整備¹⁹を担う。

登下校の安全や犯罪から子どもを守る取組²⁰を進める。

②支援部門

支援部門は、困難を抱える子どもや若者、家庭が、困難な状態から脱する、あるいは、
軽減することができ、成育環境にかかわらずこどもが健やかに成長できるよう、こども
と家庭に対する、アウトリーチ型・伴走型の支援に関する事務を担う。主たる事務は以
下の通り。

1) 様々な困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包 括的支援

虐待、貧困、不登校、高校中退、非行といった様々な困難を抱える子どもや若者、家

¹² 国家公安委員会及び警察庁から移管。

¹³ Disclosure and Barring Service の略。

¹⁴ 内閣官房から移管。

¹⁵ 新たに所掌事務規定を設ける。

¹⁶ 消費者庁から移管。

¹⁷ 内閣府から移管。

¹⁸ 文部科学省から移管。

¹⁹ 内閣府から移管。

²⁰ 内閣官房から移管。

1 庭に対し、制度や組織による縦割りの壁や年齢の壁を克服した切れ目ない包括的なアウ
2 トリーチ型・伴走型の支援を届けるため、地域における支援ネットワークづくりを推進
3 する。

4 18歳といった特定の年齢で支援が途切れないようにするためには、子ども・若者支援
5 地域協議会²¹と要保護児童対策地域協議会²²の連携が有用である。これらの協議会は、秘
6 密保持義務により個人情報の共有が可能となっている。子ども・若者支援地域協議会の
7 設置促進・機能強化のための取組を抜本的に強化するとともに、子ども・若者支援地域
8 協議会と要保護児童対策地域協議会を一元的に所管し、有機的な連携を図る。また、現
9 場のニーズや実情を把握しているNPO等の民間団体のこれらの協議会への参画を促
10 進する。子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童等に対する相談支援等により児
11 童虐待の未然防止等を図る。

12
13 児童虐待防止対策²³について、子育て支援に早期につなげるなどの虐待予防の取組を
14 強化するとともに、児童虐待相談等の増加に見合った児童相談所や市町村の更なる体制
15 強化、要保護児童対策地域協議会の運用改善、学校、保育所等と市町村、児童相談所等
16 との連携推進等を行う。また、こどもの権利が擁護され、こどもの最善の利益を保障す
17 るため、児童相談所が措置を行う場合等において、こどもの意見を聴く仕組みづくりを
18 進める。さらに、虐待リスクのある家庭等への子育て支援や、虐待をしてしまう保護者
19 への回復支援の充実を図る。

20
21 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこど
22 も、いわゆるヤングケアラーの問題について、社会的認知度を高めるとともに、福祉、
23 介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に
24 寄り添いながら、必要な支援につなげていく²⁴。

25
26 いじめ防止や不登校対策に関し、文部科学省は、指針等に基づく支援を充実する。こ
27 ども庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、相談
28 対応の充実や居場所づくりの推進、子ども・若者支援地域協議会の枠組みの有効な活用
29 等を通じた支援の充実を進める。

30
31 こどもの支援に携わる様々な専門分野の人材の確保や専門性の向上を図るとともに、
32 地域における身近な大人や若者などボランティアやピアサポートができる人材などこ
33 どもの健やかな成長を支える多様な人材の確保・育成に取り組む。

²¹ 内閣府から移管。子ども・若者育成支援推進法において、各々の専門性を有する関係機関・団体が連携して包括的な支援を行うこと
ができる子ども・若者支援地域協議会の設置が地方自治体の努力義務となっている。令和3年1月1日現在、133自治体が設置。

²² 厚生労働省から移管。

²³ 厚生労働省から移管。

²⁴ 厚生労働省から移管。

2) 社会的養護の充実及び自立支援²⁵

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの関係機関の支援の充実等による社会的養護の受け皿の確保・充実、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。その際、こどもの声に耳を傾け、こどもの意見を尊重した改善に取り組む仕組みづくりを進める。

施設や里親の下で育った社会的養護経験者や、社会的養護の経験はないが、支援や保護が必要であった若者について、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進める。

3) こどもの貧困対策、ひとり親の支援

子供の未来応援基金を活用し、貧困の状況にあるこどもと家庭に寄り添って草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う。マッチングネットワーク推進協議会により、草の根の支援を行うNPO等とそうした活動をCSRの観点から応援する企業とのマッチングを推進する²⁶。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じて生活支援、子育て支援、就労支援等適切な支援を実施するとともに、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化する²⁷。

4) 障害児支援

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こども庁が所管する子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を行う。医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を進める²⁸。

²⁵ 厚生労働省から移管。

²⁶ 内閣府から移管。

²⁷ 厚生労働省から移管。

²⁸ 厚生労働省から移管。

③企画立案・総合調整部門

企画立案・総合調整部門は、庁全体の官房機能を担うとともに、こども政策全体の司令塔機能の発揮、地方・民間団体・国際社会との連携、こどもの健やかな成長を支える社会的機運の醸成、データ分析やEBPMに関する事務を行う。主たる事務は以下の通り。

1) こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整

これまで各府省が別々に行ってきたこども政策に関する総合調整機能を一元的に集約²⁹し、こどもの視点に立って、行政各部の統一を図るための企画・立案・総合調整を行う。

こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターやユースラウンドテーブル³⁰を実施するとともに、各府省でこども政策を決める際のこどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施などを推進する。審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の参画を促進するとともに、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりについても検討していく。

こうしたこどもや若者の意見を踏まえ、こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進³¹する。地方自治体における関連計画³²の策定を支援する。

大綱や総合調整権限を活用し、こども庁が自ら実施する事務のみならず、政府全体の少子化対策やこどもや若者の健やかな成長に関する施策を強力に推進する。

地域の実情や課題に応じた少子化対策を進めるため、結婚、子育てに関する地方公共団体の取組を支援するとともに、結婚新生活支援事業の充実を図る³³。

外務省と連携し、児童の権利に関する条約に基づく児童の権利委員会への対応など、児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に進める。子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップの活動の一環として策定された子どもに対する暴力撲滅行動計画（令和3年8月）についても取り組む。これらを通じて、こどもに関する国際合意等を国内施策に適切に反映していくとともに、国際的な取組に貢献していく。

²⁹ 内閣官房、内閣府、厚生労働省、国家公安委員会及び警察庁から移管。

³⁰ 内閣府から移管。

³¹ 内閣府から移管。少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱等。

³² 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画等。

³³ 内閣府から移管。

1
2 2) 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
3

4 必要な人に情報や支援が届くよう、こどもや若者、子育て当事者が正確でわかりやす
5 い情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかり
6 やすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、こどもや若者にとっ
7 てなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援についてオンラインで
8 気軽に問い合わせできる仕組みの構築など、情報発信や広報を改善・強化する。

9
10 各種月間・週間や表彰、子供の未来応援国民運動等³⁴を通じ、こどもの健やかな成長や
11 子育てを応援する社会的な機運の醸成を図る。

12
13 3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
14

15 各種統計におけるこどもに関するデータや、こどもや若者を対象とした意識調査³⁵、子
16 どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究などを更に充実させていく。

17
18 こどもの置かれている状況や課題を的確に分析し、現状把握にとどまらず、政策効果
19 を明らかにした上で、エビデンスに基づく政策立案・実践を行う。また、内閣府が令和
20 3年に作成した「子供・若者インデックスボード」を更に充実させるなど、多様なデー
21 タを参照して、施策を検証・評価し、改善につなげていく。

22
23 関連する国会報告（法定白書）³⁶を一体的に作成・公表し、こどもや若者、家庭の置か
24 れている状況やこども政策の実施状況を、こどもや若者、子育て当事者をはじめ国民に
25 対してわかりやすく情報提供する。

26
27 デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治
28 体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの
29 情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要
30 なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができ
31 る取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあってはこども本人や家族の権利利益
32 の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域
33 協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に
34 基づき有効に活用することを検討する。

³⁴ 内閣府、厚生労働省から移管。

³⁵ 内閣府から移管。

³⁶ 少子化社会対策白書、子供・若者白書。なお、子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表についても、国会報告ではないが、これらの白書と一体的に作成する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

5. こども庁創設に向けたスケジュール

こども庁は、令和5年度のできる限り早い時期に創設することとし、次期通常国会に必要な法律案を提出する。

「こどもに関する政策パッケージ」（令和3年11月30日）に基づき、結婚・子育てに関する地方自治体の取組支援、こども食堂等の支援、市町村における家庭・養育環境支援の強化、SNS等を利用したこどもや若者からの意見聴取の仕組みや日本版DBSなどの新たな取組に関する検討を進めるとともに、こども政策に関する新たな大綱の策定に向けた検討に着手するなど、こども庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む。

6. こども政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保

こども政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保について、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

1
2
3 1. こども庁が所管等することとなる法律等

4
5 (移管する法律)

- 6
7 ・地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）
8 ・児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
9 ・少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）
10 ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
11 ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
12 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分を除く。）
13 ・母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）
14 ・児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
15 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
16 ・母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
17 ・こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和 55 年法律第 91 号）
18 ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
19 ・平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19
20 号）
21 ・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第
22 107 号）
23 ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第
24 92 号）
25 ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平
26 成 28 年法律第 110 号）
27 ・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目な
28 く提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）（文部
29 科学省、厚生労働省は基本方針の作成に関与）
30 ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律
31 ・生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に
32 関する法律（平成 31 年法律第 14 号）
33 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）（厚生
34 労働省社会・援護局障害保健福祉部及び子ども家庭局の所管部分をこども庁に移管す
35 る。）

36
37 (共管や一定の関与を行う法律)

38

- 1 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年
2 法律第 77 号）（内閣府の所管部分及び厚生労働省の所管部分をこども庁に移管し、主
3 務大臣は内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。）
- 4 ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平
5 成 20 年法律第 79 号）（内閣府の所管部分をこども庁に移管する。）
- 6 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）（内閣府の所管部分
7 及び厚生労働省子ども家庭局の所管部分についてこども庁に移管する。教育の支援、
8 保護者に対する就労の支援等の観点から、文部科学省及び厚生労働省との共管とす
9 る。）
- 10 ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）
- 11 ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（文部科学省は、幼稚園の教育課程その他の保
12 育内容に関する事項（同法第 25 条）の策定・改正に当たっては、こども庁にあらか
13 じめ協議する。一方、こども庁は、保育所における保育の内容等（児童福祉法第 45 条
14 第 2 項）に関する事項の策定・改正に当たっては、文部科学省にあらかじめ協議する。）
- 15 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）（独立行政法人
16 日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の業務に関する事項の主務大臣を内
17 閣総理大臣とし、災害共済給付に係る財務及び会計に関する事項の主務大臣を内閣総
18 理大臣及び文部科学大臣とする。）
- 19 ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省は、いじめ防止基本方
20 針の策定及び変更にあたっては、こども庁にあらかじめ協議する。）
- 21 ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成
22 28 年法律第 105 号）（文部科学省は、基本指針の策定及び変更にあたっては、こども
23 庁にあらかじめ協議する。）
- 24 ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）
25 （文部科学省は、基本指針の策定及び変更にあたっては、こども庁にあらかじめ協議
26 する。）
- 27 ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分）（厚生労
28 働省は、同法第 21 条の 5 の「良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その
29 他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」の策定及
30 び変更にあたっては、こども庁にあらかじめ協議する。）
- 31 ・民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）（民生・児童委員の定数、任免等の事務につい
32 て、児童委員を所管することとなるこども庁と民生委員を所管する厚生労働省の共管
33 とする。）
- 34 ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（厚生労働省は、同法第 30 条の 3 第 1 項の「良質
35 かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針」の策定及
36 び変更にあたっては、こども庁にあらかじめ協議する。）
- 37 ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（厚生労働省は、同法第 89 条第 1 項の「社会福
38 祉事業等に従事する者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図

1 るための措置に関する基本的な指針」の策定及び変更にあたっては、こども庁にあら
2 かじめ協議する。）

- 3 ・ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管す
4 る保育分野に係る事業分野別指針の策定等に係る部分をこども庁に移管する。）
- 5 ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
6 （平成 11 年法律第 52 号）（厚生労働省の所管部分をこども庁に移管する。）
- 7 ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）（厚生労働省は、同法第 7 条第 1 項の「国民の
8 健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び同法第 9 条第 1 項の「健
9 康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の策定及び変更にあたっ
10 ては、こども庁にあらかじめ協議する。）
- 11 ・ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（厚生労働省子ども家庭局の所
12 管部分を移管し、法律をこども庁の主管とする。一般事業主（民間事業主）の雇用環
13 境の整備に関する部分は労働政策を担う厚生労働省が、それ以外の部分はこども庁が
14 それぞれ所管する。）
- 15 ・ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉
16 部の所管する障害児者に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども庁の共管とす
17 る。）
- 18 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123
19 号）（障害児に対する支援を担うこども庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管
20 とする。）
- 21 ・ がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）（厚生労働省は、同法第 10 条第 1 項の「が
22 ん対策の推進に関する基本的な計画」の策定及び変更にあたっては、こども庁にあら
23 かじめ協議する。）
- 24 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第
25 79 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分及び社会・援護局障害保健福祉部の所管
26 する障害児者に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども庁の共管とする。）
- 27 ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）（厚生労働省子ども家庭局の所管する
28 保育に係る部分をこども庁に移管する。）
- 29 ・ アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）（厚生労働省は、同法第 11 条第
30 1 項の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の策定及び変更にあたっ
31 ては、こども庁にあらかじめ協議する。）
- 32 ・ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する
33 基本法（平成 30 年法律第 105 号）（厚生労働省は、同法第 9 条第 1 項の「循環器病対
34 策の推進に関する基本的な計画」の策定及び変更にあたっては、こども庁にあらかじ
35 め協議する。）

36
37 （審議会等）

- 38 ・ 子ども・子育て会議、社会保障審議会福祉文化分科会（児童福祉法に係る部分に限る。）、

1 児童部会及び障害者部会（障害児施策に係る部分に限る。）、厚生科学審議会（母子保
2 健施策に係る部分に限る。）、成育医療等協議会の機能を、こども庁に置くこども政策
3 審議会に移管。

- 4 ・旧優生保護法一時金認定審査会

5
6 (国立施設)

- 7 ・国立児童自立支援施設武蔵野学院・きぬ川学院

9 2. こども庁から地方厚生局に事務委任する事務

- 10
11 ・以下の補助金等に係る予算執行関係事務

- 12 ー保育所等整備交付金

- 13 ー次世代育成支援対策施設整備交付金

- 14 ー社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省からこども庁に移管する部分）

- 15 ー社会福祉施設等災害復旧費補助金（厚生労働省からこども庁に移管する部分）

- 16 ー児童保護費負担金

- 17 ー児童保護医療費負担金

- 18 ー児童扶養手当給付費負担金

- 19 ー沖縄振興公共投資交付金（厚生労働省からこども庁に移管する部分）

20 （注）今後の調整によっては追加があり得る。

- 21 ・児童扶養手当の監査関係事務

- 22 ・保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要
23 する費用の監査関係事務

- 24 ・児童福祉法に基づく指定障害児事業者等に対する監督・命令等関係事務

- 25 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
26 サービス事業者等に対する監督・命令等関係事務

- 27 ・児童福祉法に基づく緊急時の事務執行関係事務

- 28 ・母子保健法に基づく緊急時の指定養育医療機関に対する事務執行等関係事務

- 29 ・児童委員の委嘱等関係事務

- 30 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（保育分野に限る）に係る認定事務

31
32 （注）詳細については、引き続き検討。